

平成20年3月27日（木）

日程第30 議案第51号 橋本市老人福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例について から、日程第36 選第5号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任についての7件

○議長（中上良隆君）日程第30 議案第51号 橋本市老人福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例について から、日程第36 選第5号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について までの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、ただ今上程されました追加議案についてご説明を申し上げます。

議案第51号は、橋本市老人福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例についてであります。

現在、本市には四つの老人福祉施設がございますが、いずれも老朽化が進み、時代に即した設備が備わっていないことから、利用者に快適な環境を提供することが困難となっておりますので、すべての老人福祉施設を廃止するものであります。

議案第52号は、橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、結核予防法が平成19年3月31日をもって廃止されたことに伴い、所要の規定を改正するものであります。

議案第53号は、橋本市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成20年4月1日から和歌山県老人医療費補助金交付要綱の一部が改正されることに伴い、所要の規定を改正するものであります。

選第2号につきましては、橋本市教育委員会委員として土井千弓氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

選第3号につきましては、橋本市公平委員会委員として井上佳三氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

選第4号及び選第5号につきましては、橋本市固定資産評価審査委員会委員として神野昇氏、平田光波氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

以上、議案3件及び選4件についてご説明を申し上げます。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）失礼します。

提出しています参考資料の中で一部表現が不十分な部分がございます。参考資料の3ページ、神野氏の経歴でございますけれども、平成10年4月から平成10年12月、この間が恋野地区の区長会長を持たれております。2回選任されたということではございません。4月から12月ということでございます。訂正方おわび申し上げます。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第51号について質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号 橋本市老人福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第52号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第53号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第53号 橋本市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、選第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 辻本君。

○12番(辻本 勉君) 大変若い方が教育委員にということで、今後の橋本市の教育行政に期待するところが大きいです。そんな中で、この任命につきましては、既定が変更されたということをお聞きしていますが、その辺につきまして説明をお願いしたいと思っております。

○教育長(森本國昭君) 平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正されまして、それに伴いまして、教育三法も改正されました。その教育三法の中に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございまして、その中に20年4月1日からでございますけれども、保護者を教育委員に入ると義務付けられました。その保護者といいますのは、親権者ということでございまして、子どもが20歳までの保護者でございます。そういうことで、保護者を入れたということでございます。

以上でございます。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第2号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後1時33分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○議長(中上良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、選第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第3号 橋本市公平委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

次に、選第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第4号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

次に、選第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして選第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第5号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第37 委員会提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第37 委員会提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を

改正する条例について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 17番 山田君。

〔17番（山田哲弥君）登壇〕

○17番（山田哲弥君）委員会提出議案第2号
橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例
について 提案理由の説明を申し上げます。

本案は、総務委員会の所管事項について、
広域ごみ対策室の所管に関する事項及び高野
口出張所の所管に関する事項を削除するもの
であります。

これは機構改革に伴う部、課、室の整理を
行い、過日改正された橋本市事務分掌条例と
整合を図るものであります。

以上、議員各位にはご賛同のほど、よろし
くお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議
案第2号については、会議規則第37条第2項
の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 橋本市
議会委員会条例の一部を改正する条例につい
て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

**日程第38 委員会提出議案第3号 割賦販
売法の抜本的改正に関する意見
書について**

○議長（中上良隆君）日程第38号 委員会提
出議案第3号 割賦販売法の抜本的改正に関
する意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）それでは、意見書の朗
読をもって、提案理由の説明といたします。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。

近時、クレジット会社の与信審査の甘さか
ら、年金暮らしの高齢者への支払い能力を超
える大量のリフォーム工事、呉服、貴金属等
の次々販売により、年齢・性別を問わず、ク
レジット契約を悪用したマルチ商法、内職商
法その他の詐欺的商法の被害が絶えないとこ
ろであるが、このようなクレジット被害は、
クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販
売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の
構造的危険性から発生している。

現在、経済産業省は、このように深刻なク
レジット被害を防止するため、割賦販売法の
改正に向けた検討を進めている。

今回の改正においては、消費者に対し、安
全・安心なクレジット契約が提供されるため
に、クレジット会社の責任においてクレジット
被害の防止と取引適正化を実現する法制度
が必要である。

よって、国会及び政府に対し、割賦販売法
改正にあたっては、次の事項を実現するよう
強く要請する。

記。

1、クレジット会社が、顧客の支払い能力
を超えるクレジット契約を提供しないように、

実効性ある過剰与信規制を行うこと。

2、クレジット会社は、悪質販売行為等にクレジット契約を適用しないように、不適正与信防止義務を負うことを明記し、販売契約が無効・取り消し・解除であるときは、既払金の変換義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3、規定商品性を廃止し、割賦払い要件を撤廃することにより、すべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4、個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月、橋本市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39 議員提出議案第1号 地方分権の推進に関する意見書について

○議長（中上良隆君）日程第39 議員提出議案第1号 地方分権の推進に関する意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）皆さん、お疲れのところ、もうあと1議案であります。

それでは、地方分権の推進に関する意見書についての提案理由、意見書の朗読をもちまして、ご説明させていただきます。

豊かで活力のある地域社会をつくるためには、地方自治体が、地域や住民のニーズに的確に対応した行政サービスを提供できるようにしなければならない。そのためには国と地方の役割を抜本的に改め、生活にかかわる行政サービスをはじめ、事務事業の権限を地方に大幅に移譲することが必要不可欠である。同時に、地方を縛る国庫補助負担金を廃止し、地方が自由に使える財源を保障しなければならない。

しかし、地方の財政は三位一体の改革による国庫補助負担金の補助率の引き下げ、不十分な税源移譲、地方交付税の大幅な削減によって深刻な財政危機に直面している。

政府の地方分権改革推進委員会は、昨年11月に中間的な取りまとめを発表したが、地方分権のはっきりとした全体像はいまだ示されていない。

よって、真の地方分権を推進するため、以下の事項を含む諸施策が実行されるよう強く

求める。

記。

1、住民に身近な市町村の役割を重視する観点から、国と地方の役割を明確にした上で、国から地方に事務事業と財源の移譲を進めること。

2、地方分権を推進するにあたっては、国と地方の協議を法制化するとともに、地方の提言などについて真摯に検討すること。

3、政省令のうち、住民の生活に密接に係るものについては地方の条例にゆだねるなど、地域住民の視点に立って見直しを進めること。

4、補助率の引き下げではなく、国が強く関与し、地方への影響力が大きい国庫補助負担金を廃止して、その財源を一括交付し、地方が住民のニーズに合った事業に財源を自由に使えるようにすること。

5、地方法人税の一部国税化などという分権の方向性に逆行する施策ではなく、自主財源の拡充や地方交付税制度の抜本的改革により、地方間税財政格差の是正を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成20年3月、橋本市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 中西峰雄君。

〔5番（中西峰雄君）登壇〕

○5番（中西峰雄君）賛成の立場から討論させていただきます。

実は、私も賛成者のところに署名をしております。提案者から説明を受けた際に、この部分については文言を考えていただきたいと、考えましようということになっておったんですが、直ってないので、この部分について、誤解のないように私の考え方を話しておきたいと思っております。

まず、記の部分ですけども、「地方法人税の一部国税化などという分権の方向性に逆行する施策でなく」という部分がございますけども、これは民主党の考え方であって、私の考え方ではございません。地方法人税の一部国税化は、一見地方分権に反するよう見ええます。見えますけれども、これはあくまでも抜本的改正に至るまでの過渡的措置として増田総務大臣が打ち出されたものでございまして、地方財源の偏在を是正する過渡的措置であります。

ですから、一旦国税として吸い上げますけれども、これを地方間の税源格差の是正のための財源としてプールし、そして格差是正のために再分配していくというものでございます。

そうでございますので、特に税源の移譲につきましては、今、議論の中心は消費税が地方交付税の財源に3分の1なっていると。ところが、消費税につきましては、税源の偏在が最も少ない税である。これを地方税の共有

の財源である地方交付税財源とするのはおかしいじゃないかと。だから、偏在性の最も高い地方法人税を地方共有の財源にすべきであるという方向性を増田さんは持っておられる。ということで、この部分につきましては、逆行するという事ではない。形式的には逆行しますが、民主党の考えでは逆行するのかもしれませんが、そうではないというふうに考えます。

しかしながら、全体的には、最終的に地方財源を拡充、充実していくということをこの意見書は求めておりますので、賛成はいたしますので、この意見書には最終的には賛成いたしますが、この部分については誤解のないように討論とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）暫時休憩いたします。

（午後 1 時 51 分 休憩）

（午後 1 時 52 分 再開）

○議長（中上良隆君）再開いたします。

ほかにありませんか。

4 番 松浦君。

〔4 番（松浦健次君）登壇〕

○4 番（松浦健次君）私は、反対の立場から討論いたします。

この意見書によりますと、地方は全く誤りをしないんだと。地方に任せばすべてよくなるというようなことを前提として意見書を出されているような気がするんです。地方に任せる。地方だって、いろんな充実した地方、行政、議会をあずかる人が、それなりの能力のある、見識のある議会ばかりとは限らないと。そこで、地方にどんどん大きな自由を与えて、自主性に任せるといえば、政治をあずかる人は、適切でない人があずかっておれば、それは妥当な結論に導かれるとは限らないと。結局これはバランスの問題で、国がひも付きとか、いろいろ補助金、批判されております

けれども、国全体のバランスとの関係で、やはりある意味での一定の枠をはめるということも必要なので、これを意見書は極端過ぎて、すべて地方に任せればうまくいくというようなことを前提として考えているという点で、私は反対いたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

7 番 中谷君。

〔7 番（中谷和史君）登壇〕

○7 番（中谷和史君）私も、本議案に反対の立場から討論させていただきたいと思っております。

市議会の総意として本意見書を提出することに対して反対いたします。

前文にあるとおり、はっきりと全体像が見えない中で、意見書の提出は時期尚早であろうかと思っております。また、内容につきましても、今中西議員からもございましたように、改めて意見を入れなくても当然の内容が多く、また、さらに一部政党の主張が表現の中に散りばめられており、また、一部表現にも、先ほど指摘があったように不適切な部分があるように感じられます。

以上のような点から、橋本市議会の総意としての意見書提出としては、私のほうは反対したいと思います。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第 1 号 地方分権の推進に関する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第 1 号は原案のとおり

り可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長(中上良隆君)以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(中上良隆君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)3月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の冬は例年になく厳しい寒さに見舞われ、昔を思い出されるような雪の日が幾日かございました。中でも2月9日土曜日の昼頃から本降りとなった雪は、国道24号橋本・高野口間の下り坂で多くの車を遅滞に巻き込み、近年にない雪の光景であったような気がいたします。

このような中、議員各位におかれましては、今月3日の開会から25日間にわたり、平成20年度当初予算をはじめ、ご提案させていただきました59件の案件すべてに対し、終始慎重なご審議とご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご審議の過程におきまして、ご指導あるい

はご助言いただきました事項につきましては、今後十分慎重の上に反映をしてみたいと存じます。

4月からは新年度が始まりますが、議決賜りました当初予算をしっかりと執行させていただき、また、議員各位とは関係を密にしながら、市民の皆さまに安心と安全を提供し、ご満足いただけるような市政を推進してまいりたいと思いますので、新年度におきましても議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、どうかご慈愛の上、来年度もますますご活躍なされますよう祈念申し上げまして、3月議会の定例会の閉会にあたり、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(中上良隆君)今期定例会は、3月3日開会から本日まで25日間にわたり開催され、新年度予算をはじめとする重要案件を熱心、慎重にご審議をいただき、ここに無事閉会の運びとなりましたことは、議員はもとより市長並びに理事者各位のご協力の賜物と感謝申し上げます。

市長並びに理事者各位におかれましては、平成20年度予算をはじめ、成立した各議案の執行にあたっては、適正に、そして公平、効率的に運営され、市政発展のために一層の努力を願うものであります。

また、長年にわたり本市行政のためご尽力いただきまして、めでたく定年あるいは勇退で3月末をもって退職されます職員の皆さん、長きにわたるご苦勞、そしてご奮闘に心から感謝を申し上げます。

皆さま方は、今までの行政経験を生かし、新たな分野で、また地域社会の中核となつてご活躍いただきますようご期待いたします。本当に長い間ご苦勞さまでございました。

平成20年度も引き続き、財政厳しい中ではありますが、市長をはじめ、職員の皆さま方には今後とも行財政改革を進めていただくとともに、本市発展のためご尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会のあいさつとい

たします。

これにて平成20年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

(午後2時00分 閉会)